

# 青森県報

号外第三十六号

平成二十一年  
四月二十四日  
(金曜日)

## 目次

調査結果

調査結果に対する措置の公表..... ( 1 )  
右 回..... ( 1 )

## 調査結果

### 調査結果に対する措置の公表

平成20年9月16日付け青監査第70号、平成20年11月17日付け青監査第96号及び平成21年2月9日付け青監査第121号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年4月24日

青森県監査委員

泉山哲草  
元木篤子  
同阿部広悦  
同森内之保留

調査箇所名	調査結果	措置の内容
東青地域県民局地域健康福祉部	介護扶助の認定に係る委託事業について、事務手続が大幅に遅延しているものがある。	65歳未満の生活保護受給者で介護認定を受けている対象者名簿を基に、査察指導員及び課長が随時把握し、適正管理に努めることとした。 また、ケースの進行管理を随時行うことにより、町村との連絡連携強化を図ることとした。
	収入未済の解消に努めること。	家庭訪問による償還等を実施している他、電話による督促及び指導を強めるとともに、長期にわたる納入されない者等について滞納者対策会議を実施し、これまで以上に収入未済の解消に努めることとした。
	雑入において、督促による督促をしていないものがある。	主管課（子どもみらい課）において児童扶養手当返納金債権取扱要領の改正・見直しを図ることとしており、その改正内容に応じた適正な債権管理に努めることとした。
	民生負担金において、調定額が誤っているものがある。	1月31日に調定し是正した。今後は、調定内訳書で縦覧点検を実施するなど内部統制に十分留意し誤りがないよう努めることとした。
東青地域県民局地域健康福祉部	歳出科目を誤っているものがある。	電話移設作業で消耗品を使用することから財産の修繕と見い込み需用費で支出したもので、今後誤りがないよう努めることとした。
	需用費において、一括して発注を行い、契約すべきところ、分割して発注を行っているものがある。	薬品等をそれぞれの担当者が発注したことによるもので、今後、課内で取りまとめ発注することや単価契約ができるものは単価契約を締結し、分割発注にならないよう努めることとした。

<p>中南地域県民局地域健康福祉部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>当部で定めた「滞納金処理要綱」に基づき、従来の文書及び電話による納入指導のみならず、家庭訪問等による直接集金を徹底するほか、貸付ケースについては、連帯保証人へ協力要請をするなど未納ケースごとに対策を講じることとした。 また、収納対策検討指導方針を用いて効果的な収納指導を行うこととした。 さらに、特に収入未済額が多い福祉室において「収入未済事務処理要領を定め、実施あるいは福祉強化月間の課及び関係村との連携強化等収入未済解消に向けて取り組むこととした。</p>
<p>三八地域県民局地域健康福祉部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>各福祉室で「収入未済金対策要領」等により、滞納者の調査、催告書、居所不明者の調査、電話による徴収等を行うほか、債権を発生させないよう努めることとした。 福祉室では、未熟児等医療給付費については、保健指導が必要となることも担当が協力して取り組むこととした。 福祉室では、債権を発生させないよう関係市町村の協力を得ながら、支給前確認の徹底や受給権喪失の早期発見に努めることとした。 児童虐待等で施設を利用している児童の保護者の中には、指導に必要となることから、ケース担当も協力し全体で取り組むこととした。</p>

<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>雑入において、確定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>児童加算の誤認定により過支給が生じたものであり、直ちに是正した。生活保護、世帯調査報告書を把握して調査指導員・地区担当員間で現状を確認しながら適正な支給に努めることとした。</p>
<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>雑入において、督促による督促をしていないものがある。</p>	<p>「収入未済金対策要領」に基づき、滞納者検討会議を定期的に行い、催告して効果的な指導方針を検討するとともに、家庭訪問等による償還指導を強めるほか、債権発生を未然に防止する取組を実施し、収入未済の解消に努めることとした。</p>
<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>返還金が生じた場合、対象者にその理由等を説明し、返還の必要性について理解してもらったとともに計画的な返還等について指導し、収入未済が生じないように努めることとした。</p>	<p>また、収入未済が生じたときは、収入未済対策会議の開催回数を増やし、未納ケースの分析をより詳細に行うこととし、粘り強く納入指導を続けることとした。</p>

上北地域県民局地域健康福祉部

西北地域県民局地域健康福祉部

	<p>雑入において、債権管理が適正でないものがある。</p>	<p>り、収入未済の解消に努めることとした。</p> <p>指摘のケースについて、町村役場や関係機関との連携強化をすべく、適時に納入状況をチェックするなど、組織的な債権管理に努め、今後、このような不適切な事例が生じないよう努めることとした。</p>
<p>下北地域県民局地域健康福祉部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>当部における「下北地域県民局地域健康福祉部収入未済対策要綱」及び「下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室収入未済金対策要領」に基づき、四半期ごとに滞納者検討会議を実施し、納入指導方針を定め収納に努めることとした。</p> <p>今後とも、収入未済解消に努めるとともに、返納金発生の未然防止に努めることとした。</p>
	<p>環境保健負担金及び環境保健使用料において、調定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>環境保健負担金（未熟児養育医療費用徴収金）において8月5日に、調定事務の遅延防止及び収入未済発生防止を目的とした取扱事項を定め、これに基づき、養育医療事務担当者は、毎月15日までに、前月に調定した債権の収納状況を財務オンスインシステムで確認の上、債権管理状況報告書を作成し、保健総室長まで決裁を仰ぐこととした。また、担当課長は、債権管理状況報告書が毎月15日に起草されたかを確認することとした。</p> <p>環境保健使用料（保健所庁舎敷地使用）については、平成20年度において、年度当初に調定しており、今後とも、年度当初に速やかに調定手続を行うこととした。</p>

<p>青森県立美術館</p>	<p>共通自動車乗車券管理簿の管理が適切でないものがある。</p>	<p>共通自動車乗車券取扱基準（平成9年2月12日）を熟読して正しい取扱いを、以下のとおりは同基準に基づき、以下のとおり是正して今後の再発防止に努めることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗車券の交付等</li> <li>管理責任者は、乗車券（券片）を券片使用者に交付するとき、乗車券管理簿（様式2）に必要事項（交付月日、使用者氏名、経路）を記入し、使用後は使用者が利用金額を記入することを全職員に対し周知徹底した。</li> <li>また、当該請求書の使用済乗車券と乗車券管理簿については、管理責任者が責任を持って照合することとし、今後の再発防止に努めることとした。</li> </ul>
	<p>旅費及び委託料において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅費</li> <li>総務課が月1回以上旅費の未精算の有無を確認し、1月以上精算が遅れているものがあつた場合は、該当職員に速やかな精算手続を指示することにより遅延を防止し、今後の再発防止に努めることとした。</li> <li>委託料</li> <li>職場内財務事務研修を行い、正しい請求書を受理してからの正しい期日までに支出命令することと全職員に周知徹底し、再発防止に努めることとした。</li> <li>また、委託料・補助金については、商工労働部内での取組の中で財務事務の適正執行をするための指導に従い、適正な執行管理に努めることとした。</li> </ul>
	<p>需用費において、変更契約が適正でないものがある。</p>	<p>変更契約において、協議書を契約相手方からの発信日より前にお渡しして適用しないこととするため、文書の発信年月日を良く確認して、厳正で迅速かつ適切な事務処理を行うことにより今</p>

	<p>行政財産使用許可において、適切でないものがある。</p>	<p>後の再発防止に努めることとした。 また、このことについて職場内財務事務研修を行い全職員に周知徹底した。</p>
<p>三八地域農政局地域農林水産部</p>	<p>保安林作業許可、保安林伐採許可に係る事務において、標準処理期間を経過して処理しているものが多数ある。</p>	<p>出納員が関係法令・条例・規則の内容を熟読し、正しい許可処分について担当職員並びに全職員に周知することにより、今後の再発防止に努めることとした。</p>
<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>今後、プロジェクトチームを編成し、収入未済の解消に向けた法的措置も含めた対策の強化に努めることとした。</p>
<p>財産の管理において適正でないものがある。</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>今後、プロジェクトチームを編成し、不法占用の解消と現状回復に向け、法的措置も含めた対策の強化に努めることとした。</p>
<p>起案用紙に公印管守者の承認を受けず、公印を使用しているものが多数ある。</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>所属内の課長会議において公印を使用する際は公印管守者の承認を受け、各課長から課員への指導を徹底するよう指示した。 また、公印管守者が不在の際は他の課員が常に監視し、場合によっては金庫へ保管するなど適正な管理に努めることとした。</p>
<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>滞納者への定期的な訪問による納付指導や返済誓約書を提出させるなど督促を行うことで未納額の減少に努めるとともに、破産手続を開始した相手に対しては法令等の規定に従って適切な手</p>

	<p>雑入において、調定漏れとなっているものがある。</p>	<p>続を進めていくものとする。 過年度及び現年度分について、平成20年7月7日調定、同年7月22日領収済みである。</p>
<p>工事請負費において、積算の一部が適正でないものがある。</p>	<p>領収証書の交付が適正でないものがある。</p>	<p>担当課及び企画整備課のダブルチェックを行うなど内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>財産の使用許可手続が遅延し、過及して許可しているものがある。</p>	<p>歳入において、調定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>領収した職員は他の課員の確認を受けるなど内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。 許可更新の事務手続について、従来よりも早期に着手するとともに3月末に再確認を行うなど、適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>歳入において、調定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>当年度は、521,124,221円の純損失が生じており、累積欠損金も2,598,864,626円となっているので、その解消に努めること。</p>	<p>滞滞なく調定手続を行うため、占用台帳等を整備するなど占用物件の把握・精査を行って、適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>公印等の取扱いが適正でないものが多数ある。</p>	<p>公印等の取扱いが適正でないものが多数ある。</p>	<p>県立病院改革アクションプランに基づき、平均在院日数の更なる短縮や看護体制の強化による入院料の増収、材料費や経費の節減などに取り組み累積欠損金の縮減に努める。</p>
<p>過年度未収金の解消に努めること。</p>	<p>公印等の取扱いが適正でないものが多数ある。</p>	<p>公印は、使用する時以外は鍵のかかる引出しに入れ、目に触れないようにした。また、当該使用の承認職員を限定し、当該職員が承認の都度、机の引出しから公印を取り出して押印する方式に改めた。 文書や電話での催促のほか、平成18年4月から訪問徴収専</p>

	<p>前年度資金の精算手続が遅延しているものがある。</p>	<p>門職員を2名採用するなどして取組を強化している。また、悪質な未納者に対しては、支払督促等の法的措置をとることとしている。</p>
<p>青森県立つくしが丘病院</p>	<p>当年度は、221,957,244円の純損失が生じており、累積欠損金も同額となっているので、その解消に努めること。</p>	<p>長期入院患者の退院促進や他医療機関との連携等による平均入院日数の短縮とこれによる入院料の増収、材料費や経費の節減などに取組み累積欠損金の縮減に努める。</p>
	<p>過年度医業未収金の解消に努めること。</p>	<p>平成16年度から、「未収金対策マニュアル」を作成し、定期的な打合せを行いながら、文書や電話、訪問による未収金督促を継続実施している。</p>
<p>青森県埋蔵文化財調査センター</p>	<p>使用料及び賃借料において、競争入札で執行することが妥当な契約を随意契約で執行しているものがある。</p>	<p>所属職員に対し、今回の指摘内容を周知するとともに、関係規則等を遵守し、契約事務を適正に行うよう注意喚起を図った。今後は、内部審査体制を強化し、より適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>青森県立青森北高等学校</p>	<p>授業料免除に係る事務において、標準処理期間を経過しているものが多い。</p>	<p>申請書受理後は、速やかに認定事務を行うとともに、相互確認によるチェック体制を強化し、標準処理期間の遵守に努めることとした。また、標準処理期間の取扱いについては、各学校に改めて周知して、適正な事務処理を行うこととした。</p>
	<p>授業料等の横領事件が発生したこと。</p>	<p>服務規律の確保の徹底について、平成20年3月21日に県立学校長に対し通知を發出し、現金の適正な取扱いについて指導同年4月17日に県立学校事務長会議、同年4月18日に県立学校校長</p>

	<p>領収スタンプの取扱いが適正でないものがある。</p>	<p>領収スタンプの取扱い等については、財務規則に則り適正に処理することとした。また、及び領収原符の日付等関係書類を必ず確認した後、金融機関に払込みすることとした。</p>
	<p>使用料及び手数料において、未収授業料を立替処理しているものがある。</p>	<p>今後一切立替処理を行わないこととし、財務規則に則り適正に処理することとした。また、平成20年4月に県教育委員会授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチームを設置し、授業料徴収事務の課題を整理し、授業料徴収マニュアル作成等の改善策を検討し、適正な事務処理に努めることとしている。</p>
	<p>窓口で授業料を納入した者に対して領収入通知書裏面の領収スタンプを捺印せず、学校独自で作成した納入袋に押印している。</p>	<p>授業料については、納入通知書裏面の領収証書に領収スタンプを捺印し、諸会費については、別の領収印を押印することとした。また、納入通知書を紛失した場合等には、速やかに納入通知書の再発行を行い、領収スタンプを押印する等、財務規則に則り適正に処理することとした。</p>
<p>青森県立野辺地高等学校</p>	<p>授業料徴収事務において、取扱いが適正でないものがある。(1) 授業料納入者に交付している領収証書の日付が異なる。</p>	<p>授業料の立替私をしたことにより、領収証書の日付と原符の日付が異なったため、今後は立替私を一切しないこととし、財務規則に則り適正に処理することとした。</p>
	<p>(2) 窓口で授業料を</p>	<p>納入者が納入通知書を紛失し</p>

<p>納入した者に対し、納入通知書裏面の領収証書に領収スタンプを押印せず、学校独自で作成した納入袋に押印しているものがある。</p>	<p>納入した者に対し、納入通知書裏面の領収証書に領収スタンプを押印せず、学校独自で作成した納入袋に押印しているものがある。</p>	<p>た場合等には、納入通知書の再発行を速やかに行う等、財務規則に則り適正に処理することとした。</p>
<p>(3) 諸会費の納入に於いて、出納員の領収スタンプを押印しているものがある。</p>	<p>諸会費については、諸会費用領収印を新たに作成して領収印を押印することとし、授業料については、財務規則に則り適正に処理することとした。</p>	<p>申請書受理後は、速やかに認定事務を行うとともに、相互確認によるチェック体制を強化し、標準処理期間の遵守に努めることとした。</p>
<p>青森県立田名部高等学校</p> <p>授業料免除に係る事務において、標準処理期間を超過して処理しているものが多数ある。</p>	<p>授業料免除に係る事務において、標準処理期間を超過して処理しているものが多数ある。</p>	<p>申請書受理後は、速やかに認定事務を行うとともに、相互確認によるチェック体制を強化し、標準処理期間の遵守に努めることとした。</p> <p>また、標準処理期間の取扱いについては、各学校に改めて周知して、適正な事務処理をすることとした。</p>
<p>起案用紙に公印管守者の承認を受けず、公印を使用しているものがある。</p>	<p>今回の指摘を受けて、公印使用承認印の押印を改めることとし、公印使用承認印の押印漏れがないよう万全を期することとした。</p> <p>また、今回、指摘を受けた事案を踏まえて、平成20年9月2日付けで、「契約書に係る公印使用承認印について」を通知し、起案方法を統一して事務処理の改善を行うとともに、今後も機会を捉えて周知徹底を図り、適正な事務処理に万全を期することとした。</p>	<p>授業料免除に係る会計事務は、会計職員として発令されている者が取り扱うこととした。</p> <p>なお、臨時事務職員を当該事務に従事させる場合には、口座振替不能者に対する納入関係収納後の徴収整理表など関係帳</p>
<p>旅費において、請求金額が誤っているものがある。</p>	<p>支給金額の誤りについて、速やかに返納・追給を行った。なお、統合庶務システムへの入力誤りのないよう、職員による確認を行うなど、正しい旅費額が計算されるよう万全を期することとした。</p>	<p>票の作成・整理を補助する事務に留めるとともに、慎重を期することとした。</p>
<p>役務費において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<p>毎年度実施する健康診断に係る支払手続であるため、執行計画を作成の上、請求漏れのないよう確認体制を強化し、適正な財務事務の執行に努めることとした。</p>	<p>申請書受理後は、速やかに認定事務を行うとともに、相互確認によるチェック体制を強化し、標準処理期間の遵守に努めることとした。</p> <p>また、標準処理期間の取扱いについては、各学校に改めて周知して、適正な事務処理をすることとした。</p>
<p>青森県立田名部高等学校 学校大畑校舎（大畑高等学校校）</p> <p>授業料免除に係る事務において、標準処理期間を超過して処理しているものが多数ある。</p>	<p>使用料及び手数料において、調定手続及び歳入戻出手続が遅延しているものがある。</p>	<p>在籍生徒の異動等については、担当者に定期的に確認するとともに、授業料の調定に当たっては、転退字決裁簿、授業料免除決裁簿等の関係書類で確実に確認した上で、事務処理を進めることとした。</p>
<p>青森県立大湊高等学校 川内校舎（川内高等学校校）</p> <p>授業料免除に係る事務において、標準処理期間を超過して処理しているものが多数ある。</p>	<p>申請書受理後は、速やかに認定事務を行うとともに、相互確認によるチェック体制を強化し、標準処理期間の遵守に努めることとした。</p> <p>また、標準処理期間の取扱いについては、各学校に改めて周知して、適正な事務処理をすることとした。</p>	<p>申請書受理後は、速やかに認定事務を行うとともに、相互確認によるチェック体制を強化し、標準処理期間の遵守に努めることとした。</p> <p>また、標準処理期間の取扱いについては、各学校に改めて周知して、適正な事務処理をすることとした。</p>

青森県立八戸水産高等学校	<p>授業料免除に係る事務において、標準処理期間を経過して多数ある。</p>	<p>在籍生徒の異動等については、担当者に定期的に確認するとともに、授業料の調定に当たっては、転退学決裁簿、授業料免除決裁簿等の関係書類で確実に確認した上で、事務処理を進めることとした。</p>
<p>起案用紙に公印保管者の承認を受けず、公印を使用しているものがある。</p>	<p>今回の指摘を受けて、公印使用の重要性を改めて関係職員に注意喚起するとともに、事務処理体制を再確認し、公印使用承認印の押印漏れがないよう万全を期することとした。</p>	<p>また、標準処理期間の取扱いについては、各学校に改めて周知して、適正な事務処理をすることとした。</p>
<p>高等学校定時制課程教科書給与費及び夜食費に係る補助決定事務が適正に行われていないものがある。</p>	<p>今後、「高等学校定時制課程教科書給与費及び夜食費補助並びに通信制課程教科書給与費補助実施要項」等に則り、適正な補助決定事務を行うこととした。</p>	<p>今後一切立替処理を行わないこととし、財務規則に則り適正に処理することとした。また、平成20年4月に県教育</p>
青森県立弘前実業高等学校	<p>授業料徴収事務において、取扱いが適正でないものがある。</p>	<p>今後一切立替処理を行わないこととし、財務規則に則り適正に処理することとした。また、平成20年4月に県教育</p>

青森県立青森第二養護学校	<p>役務費において、一括発注すべきところ分割発注契約しているものがある。</p>	<p>今後は、執行時期も含めて計画的な予算執行に努めることとし、一括発注契約が出来るものについては、分割発注しないよう適正な財務事務の執行に努めることとした。</p>
青森県総合学校教育センター	<p>旅費において、支給金額が誤っているもの及び請求金額が誤っているものがある。</p>	<p>支給金額及び請求金額の誤りについては、追納を行った。今後旅費の支給に当たっては、旅行命令内容を十分確認した上で、正確な積算を行うとともに、複数職員によるチェック体制を強化することとした。</p>
人事課	<p>旅費において、支給金額が誤っているものがある。</p>	<p>支給金額の誤りについては、追給・返納済みである。業務内容の確認・意思統一、特異事例の共有などの打合せを行い、支給誤りが生じないように努めるよう徹底を図った。</p>
税務課	<p>職員手当等において、支給金額が誤っているものがある。</p>	<p>支給金額の誤りについては、返納済みである。当たっては、諸手当の認定に当たっては、適正な審査を行うとともに、諸手当現況確認調査を行うなどにより、支給誤りが生じないように努めるよう徹底を図った。</p>
東青地域県民局県税部	<p>地方税の臨時の税務書類作成等許可事務において、標準処理期間を経過して多数ある。</p>	<p>受付期間を設けるとともに従来の一括して起案・決裁を行う事務処理を改め、随時・起案・決裁手続を行うこととした。</p>

「県税滞納額縮減対策要綱」

<p>中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部</p>	<p>努めること。</p>	<p>に基づき、自動車税について滞納処分等の促進を図るとともに、三位一体改革による税源移譲が行われた個人県民税については、「個人県民税に係る徴収確保総合対策」を立上げし、相互併任制度を利用した徴収支援チームを新たに設置するなど、市町村に対する徴収支援体制を強化し、収入未済の解消に努めている。</p>
<p>青森県東京事務所</p>	<p>乗車券管理簿が作成されていないものがある。</p>	<p>平成20年度からはすべて作成している。</p>
<p>新幹線・交通政策課</p>	<p>委託料並びに使用料及び賃借料において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<p>所属内において、委託業務等の業務完了後速やかに請求書の提出を求め、支出するよう周知徹底した。また、定期的に未支出状況を確認し、支払手続の遅延防止に努めることとした。</p>
<p>情報システム課</p>	<p>旅費において、精算が誤っているものがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年7月31日返納済み</li> <li>「職員等の旅費に関する条例」の運用について、1の主旨を伴う旅行に関しては、自主的に領収書等の書類を復命書に添付させることとした。</li> </ul>
<p>東青地域県民局地域連携部</p>	<p>委託料において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年5月22日支払済み</li> <li>支払案件について、関係部との連携を密にし、定期的な進捗管理を行うこととした。</li> </ul>
<p>三八地域県民局地域連携部</p>	<p>報償費及び旅費において、債権者を誤って支払っているものがある。</p>	<p>平成20年2月21日に、誤払いした報償費、旅費計14,943円の返納を受けた。 平成20年2月21日に、正当債権者の報償費13,163円、旅費1,780円計14,943円を支払った。</p>
<p>賃金において、支出負担行為の決裁を受けていないものがある。</p>	<p>職場内において、再度、事務手続の流れ及びチェックの重要性を再確認した。また、連携部及び整備部で意識の共有を図る</p>	

<p>環境政策課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>滞納者が収監中の者や資力が不在者であるため、財産調査や直接本人と面談を行い、現況を確認し、支払計画書の提出や県への支払方法についても話し合い納付を促したほか、戸別訪問により臨戸徴収を実施した。</p>
<p>自然保護課</p>	<p>需用費において、過年度支出となっており、収入未済の解消に努めること。</p>	<p>今後は、同様の事案が起こらないよう、本事案について課員に周知し、注意喚起を行った。</p>
<p>県境再生対策室</p>	<p>収入未済について、適切な債権管理に努めること。</p>	<p>適時適切な債権管理のため、次の措置を講ずる。 原因者（納付義務者）に対する定期的な納付催告 差押債権の第三債務者に対する定期的な履行催告 迅速な時効中断措置 随時の財産調査・差押え 差押財産の計画的な換価</p>
<p>健康福祉政策課（青森県立保健大学）</p>	<p>歳出科目を誤っているものがある。</p>	<p>歳出予算の区分について、予算執行時に確認を行い、適正な支出手続に努めることとし、保健大学に対しても周知した。</p>
<p>医療薬務課</p>	<p>備品購入費において、一括して発注を行い、契約すべきところ、分割して発注を行っているものがある。</p>	<p>物品の発注について、計画的に行い分割発注とならないよう努めることとし、保健大学に対しても周知した。</p>
<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>電話及び文書による督促を引き続き行っていき、収入未済の解消に努めていくこととした。</p>	
<p>子どもみらい課</p>	<p>旅費において、精算が誤っているものがある。</p>	<p>平成20年10月23日に統合庶務システムによる精算手続により返納済み。 旅行命令の審査体制について、決裁ルートのある者に対し、厳密な審査を行うよう周知した。</p>



障害福祉課	<p>公所における報酬について、改定額が誤っているものがある。</p>	<p>平成20年 2月 5日付け青二第1204号により修正通知を行った。</p>
	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>滞納者の状況把握をしつつ、電話や文書等による督促を行つていき、今後とも継続し収入未済の解消に努めることとした。</p>
商工政策課	<p>補助金の額の確定が遅延しているものがある。</p>	<p>今後、同様の事例が発生しないよう財務規則等の規定に基づき適正な事務執行に努めることとした。</p>
	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>引き続き、未納企業等に対しては、個別訪問による督促を行い分割納入を指導するなど、収入未済の解消に努めていく。ついで、平成19年度から不納欠損処分に着手したところであり、債権管理には更に意を用いて対応していく。</p>
工業振興課	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>債権者に対しては、債権差押命令に基づく財産調査を実施するなど、債権回収につながるきかけを継続するとともに、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。</p>

新幹線交流推進課	<p>委託料において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<p>支払遅延に対し、指摘に至った経緯を踏まえ、全職員に周知し、委託料のみならず、すべての財務事務の執行について、チェック体制や指導・監督体制の強化を図ることとし、より一層適切な執行に努めることとした。</p>
総合販売戦略課	<p>他団体の事務への従事に当たり、職務に専念する義務の免除手続をとっていないものがある。</p>	<p>今後、適正な事務手続を行うよう関係職員に指導を行った。</p>
団体経営改善課	<p>農業倉庫業の業務規程の変更認可に係る事務において、標準処理期間を超過しているものがある。</p>	<p>今後、事務を速やかにかつ計画的に行い、標準処理期間内に処理することとした。</p>
林政課	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>延滞者に対する個別面談等を継続的に実施し、引き続きその解消に努めることとした。</p>
農村整備課	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>行為者が来庁した際に、損害賠償請求に対する支払意思を確認するとともに、損害賠償金の納入について督促した。</p>
水産振興課	<p>漁業権登録申請において、登録税としての収入印紙を消印していない。</p>	<p>漁業権登録申請を担当しているグループのみの回議を改め、総務グループ合議とし、内部のチェック体制を強化することとした。</p>
	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>延滞者及び連帯保証人の経営状況の把握に努め、関係機関と連携をとりながら、引き続きその解消に努めることとした。</p>

監理課	未利用財産の解消に努めること。	引き続き、売却又は貸付が可能な財産の隣接者に対する売却・貸付の交渉及び公共利用財産の市町村への財産移管交渉を継続していくこととした。
港湾空港課	未利用財産の解消に努めること。	土地動向・経済活動等を把握している金融機関・不動産関係者から得た情報を基に、積極的にポータルサービス活動を実施し、未利用財産の解消に努めることとした。
東青地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、引き続き青森県県営住宅家賃滞納整理事務処理要領等に基づき、毎戸訪問による納付指導や督促の徹底等を行い未納解消に努めることとした。また、港灣施設使用料についても、引き続き文書等による催促を行い債権の回収に努めることとした。
中南地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、引き続き青森県県営住宅家賃滞納整理事務処理要領等に基づき、毎戸訪問による納付指導や督促の徹底等を行い未納解消に努めることとした。また、道路路占用料については、引き続き親族宅の訪問を行うなど居住不明となつて滞納者の所在把握に努めることとした。
	公有財産の異動報告が遅延していたものがある。	職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

三八地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、引き続き青森県県営住宅家賃滞納整理事務処理要領等に基づき、毎戸訪問による納付指導や督促の徹底等を行い未納解消に努めることとした。また、弁償金については、債務者に対し改めて催告書を送付したところであり、納付指導の徹底に努めることとした。
西北地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、青森県県営住宅家賃滞納整理事務処理要領等に基づき、3か月以上の滞納者を随時訪問し、誓約書の徴取や保証人への連絡を行うに努めることとした。また、国営解消に努めることとした。引き続き債務者に対し督促の徹底を行い収入未済の解消に努めることとした。連約金及び遅延利息を請求するなどして債務者の所在の把握に努めることとした。
エネルギー開発振興課 原子力立地対策課 I T E R 支援室	負担金、補助及び交付金において、補助団体の指導が適正でないものがある。	チエツク体制や指導・監督体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。
学校施設課	授業料免除に係る事務において、標準処理期間を経過して処理しているものが多数ある。	申請書受理後は、速やかに認定事務を行うとともに、相互確認によるチエツク体制を強化し、標準処理期間の遵守に努めることとした。 また、標準処理期間の取扱いについては、各学校に改めて周知して、適正な事務処理をすることとした。
スポーツ健康課	報償費、旅費、需用費並びに使用料及び賃借料において、支払手続が遅延しているものがある。	課員に対して支払手続を徹底するよう周知するとともに、執行状況の管理簿を作成して、各グループの執行状況を総務グループで管理することとし、執行管

青森県立板柳高等学校	授業料免除に係る事務において、標準処理期間を経過して処理しているものが多数ある。	申請書受理後は、速やかに認定事務を行うとともに、相互確認によるチェック体制を強化し、標準処理期間の遵守に努めることとした。また、標準処理期間の取扱いについては、各学校に改めて周知して、適正な事務処理をすることとした。
使用料及び手数料において、未収授業料を立替処理しているものがある。	今後一切立替処理を行わないこととし、財務規則に則り適正に処理することとした。また、平成20年4月に県教育委員会授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチームを設置し、授業料徴収事務の課題を整理し、授業料徴収やシステム作成等の改善策を検討し、適正な事務処理に努めることとしている。	在籍生徒の異動等については、担当者に定期的に確認するとともに、授業料の調定に当たっては、転退学決裁簿、授業料免除決裁簿等の関係書類を確実に確認した上で、事務処理を進めることとした。
青森県警察本部	収入未済の解消に努めること。	放置違反金の自主納付催促と滞納処分による財産差押えにより、納付率を高めるなど、債権管理を適正に行い、財源確保に努めることとした。
テイクオフみさわ	指定管理業務に係る会計を区分して経理していない。	グループを構成する各企業体の段階においても、指定管理業務に係る会計を区分することとした。
高齢福祉保険課	補助金に係る返還金の債権管理が適正に行われていないものがある。	職場内研修により、職員に対して債権管理事務手続について周知徹底し、適正な実施を図る。収入日計表、返納金(返納一覧表)による管理に加えて、返

納金補助簿の作成による収納状況の確認 債権管理事務の引継 決算における確認事務	補助金交付団体に對する指導及び検査が適正に行われていないものがある。	補助金所要額ヒアリングの実施(平成19年度から実施済)補助金実績報告書等の審査の適正化 実績報告書の審査の際に、補助対象経費に係る支出関係書類の確認の徹底を図るとともに現地調査を行う。
日本赤十字社青森県支部	県の承認を得ないで、費目相互間の流用を行っているものがある。	県との協議により、年度協定書の第6条の委託料の流用について一部変更契約を行い、運営費の弾力的な執行ができるようにした。
社会福祉法人八重福祉会	業務委託費及び賃借料において、契約書どおり履行されていないものがある。	・業務委託費について 平成21年2月1日付けで食事提供業務委託に係る変更契約を締結した。 ・賃借料について 当該未払金については、平成20年7月4日に支払済であり、それ以降は毎月遅滞なく支払っている。
財団法人21あおもり産業総合支援センター	設備貸与事業及び機械類貸与事業の未収金の解消に努めること。	設備貸与事業及び機械類貸与事業の未収金については、四半期毎に未収企業対応検討会議を開催し、計画的な回収を図るとともに、3か年計画に基づき貸倒償却に努めている。また、未収の発生防止を図るため、適切な審査体制を整備し、貸与受付・実施から回収までの人員体制を強化し、貸与先企業の経営状況を把握し指導に努めている。
利用料において未収金として計上していないものがある。		本件未収金は、平成21年2月13日までに全額回収済みである。今後は利用料の未収が発生しないように、収入管理を徹底しつつ、会計年度を越えた場合に

	事務費及び委託料において、予定価格調書及び検査調書を作成していないものがある。	予定価格調書及び検査調書の作成については、平成20年10月8日付けで、文書により職員に周知徹底を図った。また、平成21年度から財務規程に、予定価格調書及び検査調書の作成に係る規定を追加する。	は、未収金として計上する。
社団法人青森県産業振興協会	委託料収入において、請求手続が適正でないものがある。	会計事務についての職員の理解、意識向上を図るため研修を実施した。	
青森水族館管理株式会社	需用費及び維持修繕費において、見積書を徴していないものがある。	会計事務についての職員の理解、意識向上を図るため研修を実施した。	
財団法人青森県フェリー埠頭公社	県の承認を受けず、施設の改築をしているものがある。	施設の管理運営に当たっては、これまで以上に県と密接に協議することとした。	
コーポラ又青森グループ	固定資産において、建物減価償却累計額が誤っている。	平成20年度において、過年度分の不足額を過年度損益修正損(予算科目)として予算計上、こととした。	
スポーツ青い森グループ	修繕費において、ないもの並びに請書及び検査調書を作成していないものがある。	社内規程の見直しを行い、社内規程の強化を図った。	今後は、規則に基づき、予算及び決算について経営委員会の承認を得ることとした。また、スポーツ健康課では、指定管理者に対し、財務事務を適正に執行するよう指導に努め

財団法人青森県体育協会	競争入札で執行すべきところ随意契約で執行し、かつ、予定価格を設定していないものがある。	今後は、県体育協会規程に基づき、予定価格を設定し、随意契約に該当しない契約については、指名競争入札により執行するとともに、不備がないうち執行体制を強化し適正に処理することとした。 また、スポーツ健康課では、(財)青森県体育協会に対し、財務事務を適正に執行するよう指導に努めることとした。	ることとした。
-------------	---	--	---------

監査結果に対する措置の公表

平成21年2月20日付け青監査第126号で報告した随時監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第121項の規定に基づき、青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年4月24日

青森県監査委員 泉 山 哲 章  
同 元 木 篤 子  
同 阿 部 広 悦  
同 森 内 之 保 留

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県立板柳高等学校	授業料等において横領事件が発生したこと。	今後、このような不適正な会計処理を繰り返すことのないように厳正な事務処理と組織のチェック体制を確立することとした。教育委員会においては、服務規律の確保を徹底するため、平成20年9月11日に県立学校長に対し通知を发出するとともに、同年9月16日に県立学校長会議を開催し、指導監督の徹底を要請した。また、内部統制の確保に向け

	<p>県に払込みされた平成18年度授業料の中に諸会費等が含まれており、適正な会計処理がなされていない。</p>	<p>管理職の意識啓発を図るため、校長（同年10月29日）、教頭（同年11月6日）、事務長（同年10月31日）に対して職種別に研修会を実施した。</p>
<p>今後一切立替処理を行わないこととし、財務規則に則り適正に事務処理することとした。また、平成20年4月に県内検討プロジェクトチームを設置して、授業料徴収事務のニューアル作成等の改善策を検討しているが、平成21年1月6日に県立学校財務事務適正化指導チームによる事務訪問指導により、授業料、私費等に係る事務処理の状況について確認を行っている。事務処理に努めている。</p>	<p>領収した授業料は速やかに金融機関に払込みする等、財務規則に則り適正に処理することとした。また、相互確認によるチェック体制を強化し、遅延防止に努めることとした。</p>	<p>平成20年11月10日付けで「特別支援教育就学奨励事業内部点検要領」に基づいた点検事務を行うとともに、校内での相互監視のチェック体制を強化することとした。 教育委員会においては、服務規律の確保を徹底するため、平成20年9月11日に県立学校長に対し通知を发出するとともに、同年9月16日に県立学校長会を要請した。 また、内部統制の確保に向け管理職の意識啓発を図るため、校長（同年10月29日）、教頭（同年11月6日）、事務長（同</p>
<p>平成17年度授業料において、領収した授業料が速やかに払込みされていないものがある。</p>	<p>青森県立第二養護学校</p>	<p>就学奨励費において横領事件が発生したこと。</p>

<p>平成18年度及び19年度の就学奨励費支出事務において、以下の事務が適正に行われていない。 ① 校長が決裁するべきものを事務長が決裁しているものが多数ある。 ② 前渡資金である就学奨励費の精算書が作成されていないものが多数ある。 ③ 就学奨励費を支出する上で必要な書類作成や事務手続がなされていないものが多数ある。</p>	<p>今後、財務規則、特別支援学校就学奨励事業実施要綱等を遵守した事務処理、書類整備等を徹底するとともに、各担当者の事務処理状況を確認できるチェック体制を構築し、事務の適正な執行に努めることとした。 また、平成20年11月10日付けで「特別支援教育就学奨励事業内部点検要領」を定め、就学奨励費支出事務の適正な執行や現金の適切な管理方法等について、各学校で統一した事務処理に係る確認を行えるよう周知徹底を図った。</p>
<p>平成18年度及び19年度の就学奨励費において、保護者に支給されるべき就学奨励費が支給されず、保護者への支給が遅延しているもの及び支給済みの就学奨励費の支給額が誤っているものが多数ある。</p>	<p>平成18年度及び19年度の就学奨励費において、支給されていないもの及び支給が遅延しているものについて、正当支給額を精査し、平成21年1月30日までに支給した。また、支給に誤りがあったものについては、支給内容を再確認した上で、過払いとなったものについて、返納処理を行うこととした。 今後は、チェック体制を強化し、事務の適正な執行に努めることとした。</p>

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭